

民営化等をした法人の資産等の承継方法

法人名	参考法令等
日本郵政公社	<p>日本郵政公社法施行法(平成十四年七月三十一日法律第九十八号)</p> <p>第七条 第五条及び前条第一項の規定により公社が国の有する権利及び義務並びに事業団の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、承継される資産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される負債の価額及び公社が施行日において有することとなる総務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から公社に対し出資されたものとする。</p> <p>2 前項に規定する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。</p> <p>3 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、<u>施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。</u>ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。</p> <p>財務会計制度ワーキンググループ¹による特別会計からの移行措置等(「財務会計制度ワーキンググループ最終報告」より)</p> <p><u>承継する資産・負債の価額は、承継時における公正な価値で表す必要があり、公社成立時における時価を基本とすることが適切と考えられる。</u>ただし、業務が公社により継続して行われることにかんがみ、財産の種類、用途等を勘案し、時価評価以外の適切な評価方法によることとすることができると必要があると考えられる。</p>
東日本旅客鉄道株式会社 ほか	<p>日本国有鉄道改革法(昭和六十一年十二月四日法律第八十七号)</p> <p>第二十条 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産(第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。)の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。</p> <p>2 評価審査会は、前項の規定による決定をしようとするときは、<u>その承継の際に見込まれる日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計における当該財産の帳簿価額を基準とするものとする。</u>ただし、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して帳簿価額によることが適当でないとき認めるときは、当該財産の帳簿価額によらないことができる。</p> <p>日本国有鉄道改革法施行規則(昭和六十一年十二月四日運輸省令第四十一号)</p>

¹ 中央省庁等改革基本法において平成15年中に設立することとされた郵政公社における企業会計原則に基づく新たな財務会計制度を検討・立案し、また特別会計から公社会計への移行時の会計処理方法について検討することを目的とした委員会である。

法人名	参考法令等
	<p>第八条 審査会は、次に掲げる財産については、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計における当該財産の帳簿価額によらないでその価格を決定することができる。</p> <p>一 日本国有鉄道が鉄道の旅客駅の用に供している土地(新幹線鉄道保有機構が承継するものを除く。)であって当該旅客駅と一体として他の者の事業の用に供する店舗、事務所等が建設されたもの(現にこれらの施設が建設中であり、又は建設されることが確実であるものを含む。)のうち、当該他の者の使用に係る部分</p> <p>二 日本国有鉄道が自らその事業のために使用しない土地又は建物であって現に他の者に貸し付けており、又は他の者に貸し付けることが確実であるもの</p> <p>三 日本国有鉄道がその職員の宿舍の用に供している土地のうち、承継法人が日本国有鉄道から引き継ぐ事業又は業務に関し最大限の効率化を図るものとした場合において必要となると見込まれる職員の宿舍の用地に相当する部分以外の部分</p> <p>四 日本国有鉄道がその職員の保養又は宿泊のための施設(業務に従事する職員の当該業務に係る宿泊のためのものを除く。)の用に供している土地</p> <p>五 連絡船事業(宮島口と宮島を連絡する航路に係るものを除く。)の用に供している減価償却資産</p> <p>六 株式</p> <p>七 北海道旅客会社等(法第十二条第一項に規定する北海道旅客会社等をいう。)が承継する減価償却資産(第五号、次号及び第九号に掲げるものを除く。)</p> <p>八 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第百十一号)第八条第六項に規定する特定地方交通線に係る資産</p> <p>九 日本国有鉄道が寄附を受けた減価償却資産であって当該資産を使用しないこととなつた場合には返還することとされているもの</p> <p><u>2 審査会は、前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる資産については、その承継の際に見込まれるこれらの資産の時価を基準とし、同項第五号に掲げる資産については、その用途を廃止した場合における当該資産の時価を基準としてその価格を決定するものとする。</u></p> <p><u>3 審査会は、第一項第七号に掲げる資産については、これらの資産に係る昭和六十二年度以降五箇年間の減価償却費相当額及び除却費相当額の総額がこれらの資産の機能の維持のために必要と見込まれる昭和六十二年度以降五箇年間の費用の総額に相当する額となるようその価格を決定するものとする。</u></p> <p><u>4 審査会は、第一項第八号及び第九号に掲げる資産については、その価格を会計帳簿上当該資産が存在することを示す備忘価格とするものとする。</u></p>

法人名	参考法令等
	<p>5 審査会は法第二十条第二項 本文又は第二項 の規定により資産の価格を決定しようとする場合において、当該承継法人の事業を適切かつ健全に維持するため特に必要があると認めるときは、必要最小限と認められる範囲内においてその価格の修正その他の適切な措置をとることができる。</p> <p>新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年十二月四日法律第八十九号) 附則第五条 機構は、その成立の時ににおいて、日本国有鉄道に対し、改革法第二十二條(権利及び義務の承継)の規定により承継する資産の当該承継の際に見込まれる再調達価額(当該資産を当該承継の際に新たに取得するものとした場合における価額として運輸省令で定める方法により算定した価額をいう。)から改革法第二十条(承継される財産の価格)第一項の規定による決定に係る当該資産の価額を差し引いて得た金額に相当する額の債務を負担するものとする。 2 前項の再調達価額は、改革法第二十条第一項に規定する評価審査会が決定する。</p> <p>新幹線鉄道保有機構法施行規則(昭和六十二年二月六日運輸省令第四号) 第四十条 法附則第五条(日本国有鉄道に対する債務の負担等)第一項の再調達価額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 土地について、時価により算定した額 二 土地以外の資産であって日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計において固定資産(建設仮勘定を除く。)として整理されているものについて、イに掲げる額にロに掲げる数値を乗じて得た額からハに掲げる額を減じて得た額 <ul style="list-style-type: none"> イ 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計における取得価額(当該資産の使用の開始後における当該資産の価額の増加額を含む。以下同じ。)に当該資産の使用の開始後の期間(当該資産の使用の開始後における当該資産の価額の増加額に相当する部分にあつては、当該価額の増加後の期間)における物価等の変動率を乗じて得た額 ロ 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計における取得価額から当該会計における減価償却累計額を減じて得た額を当該取得価額で除して得た数値 ハ イに掲げる額のうち建設関連利子額(当該新幹線鉄道に係る資産の使用の開始前に当該資産の取得に係る債務について生じた利子及び当該資産の使用の開始後に当該資産の価額の増加があつた場合における当該価額の増加前に当該価額の増加に係る債務について生じた利子の額をいう。以下同じ。)に相当する部分の額から建設関連利子額について日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計において既に償却が行われた部分に相当する額を減

法人名	参考法令等
	<p>じて得た額</p> <p>三 前二号の資産以外の資産について、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計における帳簿価額により算定した額</p> <p>四 <u>東北新幹線以外の新幹線鉄道にあっては、建設関連利子額から、当該建設関連利子額を二十五で除して得た額に当該新幹線鉄道に資産の使用の開始後の期間(資産の価額の増加に係る建設関連利子額にあっては、当該価額の増加後の期間)に相当する年数を乗じて得た額を減じて得た額</u></p>
<p>日本電信電話株式会社</p>	<p>日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十五号)</p> <p>附則 第三条</p> <p>8 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、<u>その財産の全部を出資するものとする</u>。この場合においては、日本電信電話公社(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十八条の規定は、適用しない。</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律施行令(昭和六十年三月十五日政令第三十号)</p> <p>第二条</p> <p>5 公社が行う出資により会社が受け入れた減価償却資産の取得価額は、法人税法施行令第五十四条第一項第六号の規定にかかわらず、会社の設立の日の前日の属する公社の事業年度の決算において当該減価償却資産の取得に要した費用の額として公社が経理していた金額とする。</p> <p>会計制度研究会²による財務会計の在り方(「日本電信電話公社史 経営形態変更までの8年の歩み」より)</p> <p><u>新会社設立の実態は「承継」に基づくものであることを基本とする。従って、資産は公社の簿価で承継することとし、再評価は行わない。</u></p> <p>新会社設立時に、退職給与引当金(期末要支給額)、賞与引当金等を開始貸借対照表において計上する。</p>

² 企業会計制度研究会とは、日本電信電話公社から株式会社への経営形態変更に伴う商法・税法の適用による財務会計制度の在り方について、昭和58年12月から昭和60年3月までの間に社外の有識者で構成した検討委員会である。

法人名	参考法令等
<p>日本たばこ産業株式会社</p>	<p>日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年八月十日法律第六十九号)</p> <p>附則 第六条 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、別に法律で定めるものを除き、<u>その財産の全部を出資するものとする</u>。この場合においては、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十九の規定は、適用しない。</p> <p>日本たばこ産業株式会社法施行令(昭和六十年三月五日政令第二十二号)</p> <p>第二条 5 公社が行う出資等により会社が受け入れた減価償却資産の取得価額は、法人税法施行令第五十四条第一項第六号又は第七号の規定にかかわらず、会社の設立の前日の属する公社の事業年度の決算において当該減価償却資産の取得に要した費用の額として公社が経理していた金額とする。</p> <p>新会社への引継ぎ(「たばこ専売史」(日本たばこ産業株式会社社史編纂室編)より) 「昭和59年度で日本専売公社の決算は終了し、60年度から日本たばこ産業株式会社に移行するのに伴い、開始貸借対照表を作成することとなった。<u>開始貸借対照表の作成については、日本たばこ産業株式会社法附則第6条の規定により、別に法律で定めるものを除き、公社の純財産の全部を出資することとなっていたので、次の考え方によった。</u> ()<u>昭和59年12月末現在で仮決算を行い、これに昭和60年1月から3月までの資産及び負債の増減・異動を推計し、見込決算を実施した。</u> ()<u>この見込決算に公社決算に織り込んでいなかった貸倒引当金、退職給与引当金等公社時代には計上されなかったものを新規に計上した。</u> ()<u>以上により、公社全体の資産及び負債を算定し、これから塩専売事業用として拠出すべき財産を塩専売法施行令附則第4条に基づき算定して控除し、たばこ事業用の開始貸借対照表の資産及び負債とした。</u> ()<u>この資産から負債を控除した純財産額を決定して出資額とし、これから資本金を決定することになったが、資本金規模については、新会社の財務の健全性確保の観点から検討した結果、特に葉たばこの過剰在庫問題を勘案し、大蔵大臣の認可を得て、資本金は1,000億円となった。」</u></p> <p>(参考:「たばこ専売史」(日本たばこ産業株式会社社史編纂室編)より)</p>

法人名	参考法令等			
	(1) 日本たばこ産業株式会社 開始貸借対照表 (単位:億円)			
	(資産の部)		(負債の部)	
	流動資産	17,452	流動負債	10,904
	固定資産	4,139	固定負債	2,323
	有形固定資産	4,108	負債合計	13,228
	無形固定資産	15	(資本の部)	
	投資等	15	資本金	1,000
			法定準備金	7,364
			資本合計	8,364
	資産合計	21,592	負債及び資本合計	21,592
	(注)塩専売事業関係は区分経理のため除かれている。			
	(2)日本専売公社 昭和 59 年度貸借対照表 (単位:億円)			
	(資産の部)		(負債の部)	
	流動資産	17,862	流動負債	9,988
	固定資産	4,144	固定負債	-
	有形固定資産	4,112	負債合計	9,988
	無形固定資産	16	(資本の部)	
	投資等	15	資本金	11,523
			資本金	232
			資本積立金	126
			利益積立金	11,164
			当期利益金	-
			当期純利益	494
			資本合計	12,018
	資産合計	22,007	負債及び資本合計	22,007

法人名	参考法令等
	<p>(3)日本専売公社 会計規程</p> <p>第17条 たな卸資産の価額は、<u>その取得に要した費額</u>とする。ただし、これにより難しい場合は、時価を基準とした適正な見積価額によるものとする。</p> <p>第21条 固定資産の価額は、<u>その取得に要した直接費および間接費の合計額</u>とする。ただし、無償譲渡を受けた固定資産の価額は、時価を基準とした適正な見積価額によるものとする。</p> <p>第25条 土地、立木、建設仮勘定および造林仮勘定以外の固定資産は、<u>これを償却資産とし、別に定める耐用年数により毎事業年度、減価償却を行なう。</u></p> <p>2 減価償却は、取得価額の 100 分の 10 に相当する額を残存価額とし、定額法により行ない、その記帳表示は間接法によるものとする。</p> <p>第27条 無形資産の価額は、<u>その取得のために要した直接費および間接費の合計額</u>とする。</p> <p>2 無形資産は、<u>償却資産に準ずるものとして第 25 条の規定による減価償却を行なう。</u>ただし、この場合において、残存価額は零とし、その記帳表示は直接法による。</p>